

# 北海道の化学物質問題に関する取組方針

## 1 基本認識

今日、非常に多くの化学物質が生産され、私たちの身のまわりでもプラスチック製品、化学繊維、洗剤、医薬品、建材、食品添加物や農薬など幅広く利用されているが、有用なものとして開発された化学物質も、後に人の健康や生態系に影響を及ぼすことが明らかになったものも少なくない。

このような中、人や野生生物の体内に取り込まれた場合、内分泌作用をかく乱し、生殖機能阻害などの悪影響を引き起こす外因性の内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）に関しては、必ずしも、科学的に十分に解明されていないものの、世代を超えて深刻な影響をもたらすおそれがあるため、可能なところから速やかに取り組まなければならない重要な行政課題である。

国においては、平成10年5月、環境庁が「外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について 環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」を取りまとめ、農薬、プラスチックの可塑剤や界面活性剤の原料など約65種の内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質を検証を行ったほか、平成17年3月には、SPEED'98を改訂して「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について - ExTEND 2005 -」を定め、化学物質の有害性に係るリスク評価のための研究を引き続き行っていくことともに、リスクコミュニケーションの推進によって広く国民の知見の向上を図り、過度な社会的不安を取り除くといった施策を盛り込んだ新たな方針を示している。

北海道においても、この問題が道民生活全般に係わり長期的に取り組まなければならない課題であることから、国との連携を図り、調査研究の推移も見るなどして、適宜必要な対策を講じていくこととするため、平成11年6月に策定した「北海道の内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針」を改訂し、総合的かつ効果的な対策を展開していくこととする。

## 2 基本的な考え方

内分泌かく乱作用を含めた様々な化学物質の有害性に適切に対処するためには、調査研究等の推進、道有施設における使用商品等への対応、化学物質の適正な管理等の推進、国などとの連携の強化や情報の公表・提供等を図ることが肝要であり、次の基本的考え方で取り組み、総合的かつ効果的に施策を推進することとする。

### (1)調査研究等の推進

国との連携を密にして、内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質による環境汚染の状況や使用実態の把握に努めるとともに、本道の社会経済や自然的特性に配慮した独自

の調査研究や、総合的な調査研究を推進する。

#### **(2)使用商品等への対応**

道有施設で使用する内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質を含む商品については、国や道等における調査研究の動向等を踏まえて必要に応じて代替品への変更について検討する。

#### **(3)化学物質の適正な管理等の推進**

化学物質は、これまでも毒性や残留性などにより個別に規制されてきたが、益々多様化、増量化する化学物質から人の健康や生態系を守るためには、その環境リスクを全体として減らすことが重要なことから、化学物質の適正な使用及び管理等の推進を図る。

#### **(4)国などとの連携の強化**

内分泌かく乱化学物質問題は学際的、国際的な調査研究や情報収集が必要なことから、国との連携をより一層密にするとともに、大学等の研究機関や市町村との連携の強化を図る。

#### **(5)情報の公表・提供及びリスクコミュニケーションの推進**

道民、事業者、行政等が化学物質に関する情報を共有しつつ、相互に意思疎通が図られるよう分かりやすい情報の公表・提供を進める。

#### **(6)体制の整備**

内分泌かく乱化学物質問題は、道行政全般にかかわることから、全庁横断的な組織を設けるとともに、広い分野にわたり専門的な視点からの指導助言を得るため専門家から成る検討組織を設け、総合的な施策として取組を行う。

また、調査研究分野においては、分析機器の整備や総合的な共同研究などに係る体制の整備を進める。

### **3 施策の展開**

道は、化学物質問題に関する基本的な考え方にに基づき、総合的かつ効果的に対策を講ずるため、次の施策を展開するものとする。

#### **(1)調査研究等の推進**

内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質に関する調査研究を推進するに当たっては、国が行う各種調査への協力はもとより、本道の社会経済や自然特性を踏まえた道独自

の取組も重要であることから、これまでの国や道の調査研究等の取組の結果や、汚染等の実態を踏まえ、道立試験研究機関による共同研究も視野に入れながら、必要に応じて次の調査研究等を進めることとする。

1) 環境汚染状況等に関する調査研究

内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質について、日常で使用されている状況等を把握するとともに、河川、湖沼及び海域の水質、底質、野生生物、水生生物、大気等媒体中の濃度を測定することにより環境汚染の状況を調査する。

2) ダイオキシン類に関する調査研究

ダイオキシン類の対策に資するため、廃棄物焼却炉など発生源の実態や、大気、土壌、生物等環境の汚染状況を把握するほか規制対象外の小型焼却炉や最終処分場等について実態の把握に努める。

3) 人体への影響に関する調査研究

内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質について、呼吸（大気・室内空気）及び食生活食事・飲料水を通じた曝露量調査の実施を検討する。

4) 食品中の残留に関する調査研究

国内で大きなシェアを占める道産農水産物について、内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質の食品中の残留等に関する調査を実施する。

## (2)使用商品等への対応

道有施設における内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質を含む商品の使用については、その使用実態や調査研究の動向を踏まえ、引き続き道としての対応について検討協議していくこととする。

なお、これらの化学物質を経口摂取する可能性があるポリカーボネート製などの食品容器等については、これまでの国における検討の経過等から、直ちに使用禁止等の措置を講ずる必要は無いものとする。但し、化学物質の摂取量をできるだけ軽減させる観点から、これらの容器の使用や洗浄等に際しては、商品の特性に配慮した適正な取扱を図ることとする。

## (3)化学物質の適正な管理等の推進

ア 化学物質については、PRTR、毒劇物や農薬の使用、食品衛生、環境保全などに関する法令などにより、今後とも、各種規制や適正使用の指導を行うとともに、これら関係法令に基づく諸規制と整合を図りながら、適正な管理を推進するための必要な取組を展開する。

イ 事業活動に伴って排出されるダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、排出量が規制されていることから、廃棄物焼却施設等のダイオ

キシン類を排出する事業者に対し、各種法令に基づいた検査、指導等を行っていくことにより、ダイオキシン類の削減を図ることとする。

#### **(4)国などとの連携の強化**

国においては、内分泌かく乱作用における生態系、ヒト健康への影響を推定するための種々の試験評価手法を国際的に確立するための研究の推進が重要であることから、各種の試験法が様々なレベルで検討されている。

このため、道においては国との連携を密にして国内外の調査・研究による新たな知見の収集に努めるとともに、国が行う内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質やダイオキシン類に関する全国調査等に積極的に協力していくこととする。

さらに、市町村に対しては、内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質に関する情報の提供を行うとともに、道が行う各種施策への協力を求めるなど、効果的な連携を図ることとする。

#### **(5)情報の公表・提供及びリスクコミュニケーションの推進**

内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質に関する国の施策や調査研究等により得られた新たな知見等については、適時・的確に公表するとともに、道民や各種事業者などにこの問題に関する正しい知識を普及し、相互に意思疎通が図られるよう、環境NGO等の協力も得て、分かりやすいパンフレットの作成やインターネット、広報誌などにより情報の提供を行うこととする。

#### **(6)体制の整備**

環境政策推進会議の中に設置した関係課で構成する「化学物質対策部会」で、化学物質問題に関する総合的・効果的な施策を検討協議するとともに、専門家からなる「化学物質環境保全専門委員会」から内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質を含めた化学物質に関する環境保全施策等についての指導助言等を得ることとする。

### **4 その他**

この取組方針は、現時点における国の動向や科学的な知見等を基に策定したものであり、今後の内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質に関する新たな科学的知見や各種対策及び制度などの状況を踏まえ、適宜、見直しを行うものとする。

また、道立の試験研究機関に内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質に係る分析機器の整備を図る。